

原規放発第 1707218 号
平成 29 年 7 月 21 日

農林水産大臣
山本 有二 殿

放射線審議会会長
神谷 研二

獣医療法施行規則第 10 条の 4 第 3 項の規定に基づき農林水産大臣が
定める基準を定める件の一部改正について（答申）。

平成 29 年 6 月 8 日付け 29 消安第 983 号をもって諮問のあった事項については、妥当である。

29消安第983号
平成29年6月8日

放射線審議会

会長 神谷 研二 殿

農林水産大臣 山本 有

獣医療法施行規則第10条の4第3項の規定に基づき農林水産大臣が定める
基準を定める件の一部改正について（諮問）

獣医療法施行規則第10条の4第3項の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件（平成21年2月20日農林水産省告示第238号）を別紙のとおり改正することについて、放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和33年法律第162号）第6条の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

獣医療法施行規則第10条の4第3項の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件（平成21年2月20日農林水産省告示第238号）の一部改正

獣医療法施行規則第10条の4第3項の規定に基づき、農林水産大臣が定める基準に以下の事項を追加すること。

飼育動物の種類	放射性同位元素の種類	診療の種類	退出させることができる状態
犬及び猫	炭素十一	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を用いた陽電子断層撮影検査	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素が投与されてから四時間以上経過していること。
	窒素十三	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を用いた陽電子断層撮影検査	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素が投与されてから一時間以上経過していること。
	酸素十五	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を用いた陽電子断層撮影検査	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素が投与されてから一時間以上経過していること。